

NPO法改正に伴う税優遇のあり方検討委員会 開催結果

北海道内のNPO法人に対する寄附促進の仕組みづくりに向けて

平成25年3月

北海道環境生活部くらし安全局道民生活課

阪神・淡路大震災（平成7年1月17日）後、ボランティア活動を支援する新たな制度として、平成10年に特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）が制定され、現在では、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の数は全国で約45,140法人、北海道内では1,778法人（平成24年3月末現在）に上り、東日本大震災（平成23年3月11日）後の復興支援においても、多くのNPO法人が活躍しています。

一方で、NPO法人の多くは資金不足により活動基盤が脆弱であり、寄附金収入が極めて少ない状況にあり、こうしたNPO法人の活動を支援するため、市民や企業からのNPO法人への寄附を促す税制上の仕組みとして、平成13年に国税庁が認定する認定NPO法人制度を創設しましたが、認定の要件が厳しいことなどから、数次にわたる制度改正にもかかわらず、認定NPO法人の数は全国的に伸び悩み、制度の抜本的な改革が求められていました。

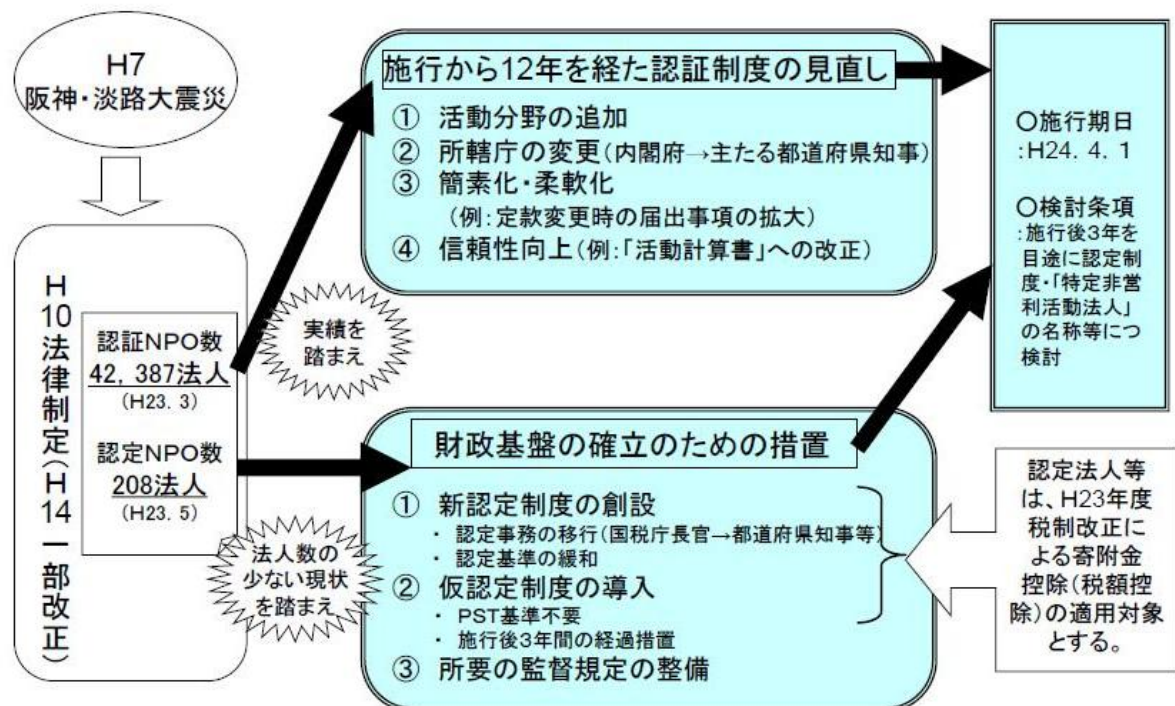
そうした状況の中、平成22年12月の市民公益税制PT報告書の提言を受けて、「平成23年税制改正大綱」が閣議決定され、認定要件の緩和、条例個別指定による個人住民税の寄附金税額控除対象団体の拡大などを内容とする税制改革関連法が平成23年6月に成立しました。

さらに、平成24年4月には、これまで国税庁が所管していた認定事務の都道府県及び政令指定都市への移管、仮認定制度の導入等を内容とする改正NPO法が施行されました。

これにより、地域で活動するNPO法人を地方自らが支援する仕組みとして、個人住民税の控除対象となる寄附金を受け入れるNPO法人を条例で定める（以下「条例個別指定」という。）ことができるようになり、さらに条例個別指定されたNPO法人（以下「指定法人」という。）は、認定NPO法人制度におけるパブリック・サポート・テスト（以下「PST要件」という。）を満たしているものとして取り扱われることとなったことから、この条例個別指定制度は認定NPO法人を目指す法人に対する大きな支援となります。

北海道では、この条例個別指定に向けて、平成23年11月に学識経験者やNPO関係者で構成する「NPO法改正に伴う税優遇のあり方検討委員会」を設置し、どのような法人を、どのような考え方や手続きによって指定するのかなど、北海道内のNPO法人に対する寄附促進の仕組みづくりについて検討を行ってきました。

NPO法の一部を改正する法律案のポイント



Ⅱ 構成メンバー

(委員)

委員長	笹山喜市	(一社)北海道中小企業診断士会	理事長
副委員長	武岡明子	札幌大学	准教授
委員	五十嵐智嘉子	(一社)北海道総合研究調査会	理事長
委員	小林董信	NPO法人北海道NPOサポートセンター	事務局長
委員	三膳時子	NPO法人霧多布湿原ナショナルトラスト	理事長
委員	浜田剛一	北海道経済連合会	常務理事 事務局長

(オブザーバー)

札幌市	市民まちづくり局市民活動促進担当課	課長	成澤元宏
北海道	総務部財政局税務課	納税推進G	主査

(事務局)

北海道環境生活部くらし安全局長

Ⅲ 委員会開催経過

1 第1回 検討委員会

日時	平成23年11月22日(火)	10:00~12:00
場所	道庁別館9階	第2研修室
議題	(1) 委員長、副委員長の選出について (2) 北海道におけるNPO法人の状況について (3) 政府税制改革のポイントについて	

2 第2回 検討委員会

日時	平成24年2月8日(水)	10:00~12:00
場所	道庁本庁舎12階	環境生活部1号会議室
議題	(1) 前回の論点のまとめ (2) 個別指定の対象となるNPO法人について	

3 第3回 検討委員会

日時	平成24年7月24日(火)	10:00~12:00
場所	道庁本庁舎12階	環境生活部1号会議室
議題	(1) これまでの議論の経過について (2) 道における個別指定の基準の考え方(提案)	

4 第4回 検討委員会

日時	平成25年1月29日(火)	10:00~12:00
場所	道庁本庁舎1階	総合政策部会議室
議題	道における個別指定の基準について	

第1回の検討委員会では、平成24年4月1日施行予定のNPO法の改正内容、政府の税制改革の内容、北海道内のNPO法人の状況等について事務局から説明し、条例個別指定にあたって「どのようなNPO法人を対象とすべきか」「どのような仕組みとすべきか」について、各委員から意見をいただきました。

1 事務局からの説明事項

(1) 北海道におけるNPO法人の状況について

- ・ 北海道が認証しているNPO法人の認証数は、平成23年10月末現在、1,709法人であり、市町村別では札幌市が最も多く765法人、続いて旭川市85法人、函館市84法人であることを説明。
- ・ また、北海道内の認定NPO法人数は、平成23年10月末現在、7法人。

(2) 政府税制改革のポイントについて

- ・ 地方税法及びNPO法の主な改正のポイントについて説明。

2 検討委員会における主な意見

(1) 対象とすべきNPO法人について

- ・ 税優遇により生じた資金を社会還元するのが趣旨であり、課税回避行為となってはいけない。このNPO法人をなぜ優遇するのかという考え方をまとめ、その法人を優遇することが地域貢献、社会貢献に資することを示す条例としなければならない。(笹山委員長)
- ・ 地域貢献は重要なファクターであるが、「税の配分の仕方を見直す」という考え方も出てきている。税優遇により発生した資金を事業に回すことにより地域経済が活性化するという理屈が必要であり、単純に良いことをやっている団体が寄附を受けやすくするための仕組みではないと考える。(五十嵐委員)
- ・ NPO法人は生活に密着して地域を支えている面もあるが、経理面がしっかりできていないところが結構ある。(笹山委員長)

(2) 仕組みのあり方について

- ・ 北海道は地理的に広いので、市町村や振興局によって抱える地域課題も様々であると思う。北海道が抱えている課題や困難等を条例の中に盛り込むことにより、北海道らしい条例となるとよい。(浜田委員)
- ・ 北海道は広く、NPO法人も各地域で頑張っているので、北海道ならではの「広さ」に着目した条例になるとよい。(三膳委員)
- ・ NPO法人が自助努力をするのを後押ししてくれるような条例になるとよい。(小林委員)

(3) 検討にあたっての課題

- ・ NPO法人がメリットと考えることや必要とする支援策について意識調査が必要である。(五十嵐委員)
- ・ 道内市町村の条例個別指定の対応状況を把握する必要がある。(小林委員)
- ・ 北海道の条例が標準例となって、市町村が道の条例に類似した条例を作ってしまうと、地域で活動している法人を地方自らが支援するという本来の趣旨が得られなくなってしまう可能性がある。(浜田委員)
- ・ NPO法人に税優遇制度を認識してもらうためのアクションが必要である。(五十嵐委員)
- ・ NPO法人の解散数も多いが、解散の理由はどういう内容か把握する必要がある。(笹山委員長)

第2回の検討委員会では、前回の検討委員会において、検討にあたっての課題として発言のあった事項について事務局から説明し、「個別指定の対象となるNPO法人」について各委員から意見をいただきました。

1 事務局からの説明事項

(1) 個別指定条例に関係する当事者の意識等調査について

- ・ 道の委託事業「NPO活動基盤強化に関するアンケート調査」(H23.9実施)の結果について説明。
- ・ 収入規模1千万円以上のNPO法人を基本に約540団体を抽出し、31.4%の168団体から回答があった。(うち5割強は、福祉分野)
- ・ 資金繰りについては、「おおむね円滑」と「円滑」を合わせ8割以上だが、資金調達先が「個人借入」が多く、財政基盤の脆弱性もうかがえる。
- ・ 「新しい公共」の担い手となるNPO等の活動を促進するために行政に求めることで一番多かったのは、「活動資金の補助や助成」となっている。

(2) 道内市町村の条例個別指定の対応状況について

- ・ 道内全市町村を対象に、平成24年1月1日現在の状況を調査し、その結果を報告。
- ・ 市町村税条例の改正により制度化しているのは46市町村であり、指定にあたっての基準を定めているのは南富良野町のみであった。
- ・ また、全道179市町村の約2/3の124市町村が未制定又は未定であった。

(3) 道内のNPO法人の現状等について

- ・ NPO法人の財務状況について「NPO活動基盤強化に関するアンケート調査」(H23.9実施)の結果に基づき説明。
- ・ NPO法人の解散事由は社員総会の決議によるものが最も多く、活発な活動に至らず名前だけになってしまったもの、活動していた代表者が欠けてしまったものなどの事例について報告。

2 検討委員会における主な意見

(1) 個別指定の視点について

- ・ 地域に貢献していること、社会性というようなこと、北海道の課題として道が力を入れていく分野であること、経済的な活動状況または経済的ではなくても効果が見込まれること、などの視点で、それぞれの具体的な状況を見ていくことが必要である。(五十嵐委員)
- ・ 事務局機能がきちんとしていないと運営もうまく行かないので、組織の成熟度という視点も必要である。(笹山委員長)
- ・ 活動範囲は広く捉えた方がよい。(小林委員)
- ・ 全道一律というより、なるべく地方の苦しんでいるところに恩恵があるような方法がよい。(浜田委員)
- ・ 指定の時限性を持たせる必要がある。(浜田委員)
- ・ 活動の継続性についての視点も必要である。ただし、何年も継続しているNPO法人に限定すると、地域の振興に役に立つNPO法人が優遇されないということにもなるので検討が必要である。(笹山委員長、五十嵐委員)

(2) 個別指定の基準のあり方について

- ・ 個別指定を受ければPST要件が免除されることから、個別指定はPST要件の代替基準のようなものと考えてよく、認定する側の裁量が入るべく入らない要件であることが望ましい。書類に記述式の資料があると認定する側の裁量が入る要素が増えてしまう。客観的で分かりやすい要件とすべきである。(武岡委員)
- ・ 道税の減収見込みがどのくらいの規模になるのかということ視野に入れる必要がある。施策として位置付けるのだから、ある程度の基準は必要である。(浜田委員)

(3) 市町村との連携について

- ・ 市町村の指定状況を優先して、市町村が指定するのであれば、道も指定するというやり方がよい。(小林委員、武岡委員)
- ・ 何も基準がないままに、市町村が指定したものを道が指定するのはよくない。現在、制定予定がない市町村の制定しない理由が何か、既に制定している46市町村の基準がどうなっているのかを参考として検討する必要がある。(浜田委員)
- ・ 市町村が指定を取消した場合は、道も指定を取り消す等の整合性は必要である。(浜田委員)
- ・ 札幌市内で活動している法人と札幌と江別で活動している法人との扱いが大きく違って困るので、個別指定の基準は道と札幌市とで極端に違わない方がよい。(小林委員)

第3回の検討委員会では、個別指定にあたっての具体的な考え方等について事務局から提案し、各委員から意見をいただきました。

1 事務局からの説明事項

(1) これまで議論の経過について

- ・ 個別指定を行うにあたっての前提となる認識、及びこれまでの検討委員会で発言のあった事項を説明。

(2) 道における個別指定の基準の考え方（提案）について

- ・ これまでの委員会における議論の経過を踏まえて整理した「道における個別指定の基準の考え方（提案）」を説明。

資料2 道における個別指定の基準の考え方(提案)

個別指定基準の考え方 《客観的でわかりやすい基準》		
第1 基本要件	第2 公益性要件	基準設定方針、検討事項
<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定基準 (2)～(8)のいずれも満たすこと。 (2) 活動対象が主に公益 (3) 運営組織及び経理が適切 (4) 事業活動内容が適正 (5) 情報公開が適切 (6) 事業報告書等を提出 (7) 法令違反等がない (8) 設立から1年超経過 <p>認定に向けての基本的要件であり支援者、納税者に対する責任として充足。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績判定期間を2事業年度とし、次のいずれも満たすこと。 (1) 公益性要件 (PST基準を軽減) いずれかを満たす。 <ul style="list-style-type: none"> ア 相対値基準の ○ % イ 絶対値基準の ○ % (2) 公益性を向上させる要件 いずれも満たす。 <ul style="list-style-type: none"> ア 道民からの認知 イ 他の主体との協働 ウ 活動を支える組織の成熟 	<ul style="list-style-type: none"> ・ PST基準を軽減した要件のみでは、条例による法の上書き → × ・ 他の要件もあって、総合的に判断する場合のPST基準軽減 → ○ <p>(1) PST基準の軽減 道内NPO法人の現状では、PST基準を満たすことは相当困難。他の基準と合わせて総合的に判断することができるようPST基準を軽減。ア、イのいずれかを満たすことを求める。</p> <p>● 検討：軽減率の設定と理由</p> <p>(2) 公益性を向上させる要件と総合化 一定の努力によってPST基準充足につながるような要件を加えることとし、ア～ウをいずれも満たすことを求める。</p> <p>● 検討：PST基準充足につながるよう具体化</p>

(3) 道内市町村の制度導入状況について

- ・ H24. 4. 30 現在の道内市町村の個別指定条例の制度導入状況調査の結果について説明。
- ・ 導入済み市町村は、全道 179 市町村のうち 61 市町村であり、そのうち法人を個別指定しているのは 35 市町村であることを報告。
- ・ 導入済みの 61 市町村のうち 59 市町村が、指定の要件を「特に定めていない」、また「主たる事務所又は従たる事務所が市町村内に所在していること」と具体的な基準を定めていない状況であった。
- ・ 導入について検討中とする 61 市町村のうち 56 市町村が、北海道や道内の他市町村の進捗状況を踏まえて検討するとの回答であった。

(4) 認定制度と他自治体における個別指定条例の基準について

- ・ 他自治体の導入状況として、神奈川県、大分県、三重県、南富良野町の先行事例の状況を説明。

(5) NPO法人の活動実態調査について

- ・平成24年度中に道内のNPO法人を対象として、公益活動の状況や社会貢献度などに関するアンケート調査を実施することを説明。
- ・調査結果については、行政、市民、企業等が、NPO法人との協働や連携を検討する際の参考資料として活用するほか、本委員会における議論の材料としても利用する予定であることを説明。

(6) 関係法令の解釈について

- ・条例個別指定に係る法令として、特定非営利活動促進法及び地方税の関係条文に関する内閣府の解説等について説明。

2 検討委員会における主な意見

(1) 「地域性」（地域に貢献しているか）について

- ・京都府のようなNPOの活動を地域の第三者が評価する方法は、NPOが地域のニーズや意見を聞いて自分たちの活動を改善しようとする姿勢につながるのよい。（五十嵐委員）
- ・NPO法人に対する評価を地域住民に聞き取りするのもよい。（三膳委員）
- ・個別指定の理念として、「地域性」、「社会性」、「経済性」というのを念頭に、NPO法人は指定をとるだけでなく、指定後にはこうしたいというような「目指す姿」を示し、それに向けての成果が示され、それが住民や地域にとってよかったのかという「貢献度の指標」になるように循環していくのがよい。（五十嵐委員）

(2) 「北海道らしさ」について

- ・「北海道らしさ」ということをこの個別指定の考え方に盛り込むことは難しいと感じる。（武岡委員、三膳委員）
- ・北海道の課題である「自然」とか「過疎」についてのNPO法人を優遇するとは書けないが、「望ましい」という書き方であれば可能か。（笹山委員長）
- ・数字ばかりの申請のほかに、認定NPO法人になったら、もう一步こんな夢を実現したいという夢を作文にして提出するのもよい。（三膳委員）

(3) 「公益性要件」について

- ・PST要件をきちんクリアして申請したものが認定を受けることが大事。（三膳委員）
- ・ボランティアスタッフの参加人数を加えるべき。PST要件が寄附金という「お金」の指標であるのに対して、「ボランティア」という形での地域住民のサポートももう一つの指標となる。（武岡委員）

(4) 「道民からの認知」について

- ・成果指標を個別の指定要件に盛り込むことは難しく、「道民からどの程度認知されているか」ではなく、「道民からの認知を得るためにNPO側がどれだけ努力したか」ということに代替せざるを得ない。（五十嵐委員）
- ・NPO法人自身が自分たちの努力の成果をどう受け止めるかについては、例えばセミナーやイベントの実施回数ではなく、参加者にその満足度や理解度等をアンケート調査する等の方法も有効である。（五十嵐委員）
- ・地域がだんだん過疎化する中で、人を集めるのはとても難しい。寄附金を集める方がまだ集めやすい。（三膳委員）

(5) 「他の主体との協働」について

- ・協働とは共催でイベントをすることなのか、協働で事業をしていることなのか、あるいはその中間的に何かあるのか、イメージがわからない。（五十嵐委員）
- ・どういう組織と連携を保っているかという「ネットワークの状況」も一つの指標になる。（笹山委員長）
- ・「自治体からの委託」、「補助の実績」については明確だが、「その他の主体との連携・協働した活動実績」は、何をもちいて1回と数えるのを明確にする必要がある。（五十嵐委員）

(6) 「活動を支える組織の成熟」について

- ・ 事務局機能の充実度をみるためには、人がそこに張り付いているか等、外形的な判断しかできない。(五十嵐委員)
- ・ P S T要件に関する書類を含めた申請書類をきちんと作成できる人がいることが必要である。(三膳委員)
- ・ 基本要件を満たしていない団体が結構あるので、サポートテストに代わる個別指定の要件を難しくしなくても、きちんとした団体を個別指定できる。(小林委員)

第4回の検討委員会では、事務局から「個別指定の条例制定の考え方」と「指定法人が適合すべき基準」をたたき台として提示し、各委員から意見をいただきました。

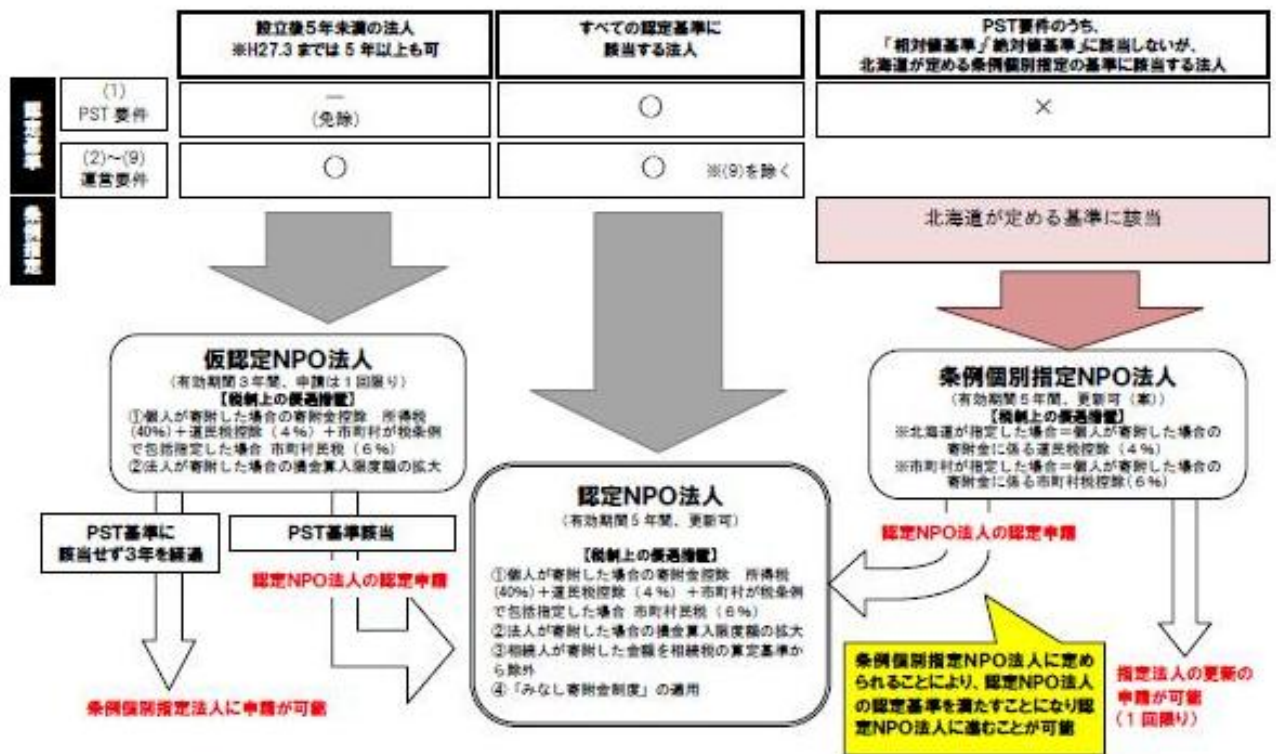
1 事務局からの説明事項

(1) 「個別指定の条例制定の考え方」と「指定法人が適合すべき基準」について

- ・ 道内NPO法人が認定NPO法人として認定を目指す道筋について説明し、北海道が制定する条例の目的、基本的な考え方、指定法人が適合すべき基準等について説明。
- ・ 具体的な基準を検討するにあたっての参考資料として、道内のNPO法人の活動実態調査結果を提示した。
- ・ 今回の検討委員会に提示した「個別指定の条例制定の考え方（案）」及び「指定法人が適合すべき基準（案）」は「VIII 北海道における個別指定の条例制定の考え方（たたき台）」のとおり。

資料2

北海道内のNPO法人
に対する寄附金控除の仕組み



2 検討委員会における主な意見

(1) 基本的な考え方について

- ・ 「行政をはじめ、企業、大学、研究機関等との連携や協働」と例示すると、連携や協働の相手方が限定的に捉えられる可能性がある。(三膳委員)

【事務局回答】

- ・ どこまでが相手方となるかはこれから検討が必要だが、町内会と連携する場合も新しい公共の中では想定されているので、表現方法については今後見直す。

(2) 審査について

- ・ 現地確認を実施するのは難しいと思うので、法人が所在する市町村と調整する、または情報交換することを盛り込めないか。(武岡委員)

【事務局回答】

- ・ 基準に基づいて審査するという考えであれば、現地で法人が保管している書類を確認することで審査は足りるので、基本的には市町村と連携をとる必要は生じないと思う。

(3) 指定更新について

- ・ 更新回数1回、最長10年という期限を設けた趣旨は何か。(小林委員)

【事務局回答】

- ・ 認定NPO法人を目指す法人を支援する考え方に立ち、条例個別指定を受けて、認定NPO法人となり、PST要件を満たし、さらに認定NPO法人として継続していただきたいという考え。

(4) 指定法人の責務について

- ・ 「活動の目標、長期的な活動計画、活動の成果等をインターネットの活用により公表し、」としているが、公表手段はインターネットに限らなくてもよいのではないか。(武岡委員)

【事務局回答】

- ・ 寄附活動の一環として自分たちの活動を広くPRする手法として、インターネットの活用を義務づけている。法人がインターネットで公表できない場合は、道が運営する市民活動団体情報提供システムを活用することが可能。

(5) 指定法人が適合すべき基準について

ア 「運営組織及び経理が適切」について

- ・ 小さな団体はほとんど単式簿記でやっていると思われる。ハードルを高めることで芽がでない法人への対応として、複式簿記による帳簿の備え付けについては弾力的に運用してほしい。(小林委員)
- ・ 基準の設定による税収減や人件費を含めたコストの見通しを立てながら、行政として施策の優位性や展開性を考えていく必要がある。内閣府が「青色申告法人と同等に」としている理由を整理した上で、入口からあまり広くするのではなく、実績や運用状況を見て、課題があれば改善を図っていくべきと考える。(浜田委員)
- ・ 認定を目指すのであれば、普通のNPO法人よりもハードルの高いものを目指してNPO法人になってほしい。(三膳委員)
- ・ 帳簿付けについては、青色申告を基本にしていかなければ事業自体の伸びが期待できないと思う。(笹山委員長)

イ 「公益性要件」について

- ・ 北海道の特性として、面積が広い、過疎地域市町村の割合が多い、というがあるので、離島や一定の面積を超える市町村、過疎地域市町村については要件を緩和するというのもあり得る。(武岡委員)

- ・ 寄附金の額について、北海道の特性として、平均年収が全国平均より低いということを考えると、3千円がナショナルスタンダードであるとする北海道の場合は下げてもいい。日本は寄附文化がないと言われるので、金額を下げることで寄附をしやすくなる。(武岡委員)
 - ・ 離島等においては、そこできらりと光る活動をしている場合は三千円以上の寄附者を25名以上に軽減してほしい。(小林委員)
 - ・ 公益性要件として、「道内の市町村が条例個別指定をしている」を入れてほしい。(小林委員)
- ウ 「ボランティアの参加者数」について**
- ・ 年間数百万円ぐらいの規模の団体では、ボランティアの数を常時、記録をとるのは難しい。(小林委員)
- エ 「協働の実績」について**
- ・ 企業と押印した書類をやりとりすることは少なく、通常の場合は協議会等の会議の場において協働で行う内容を決めるので、「協定書等の書面で確認できるものを対象とする」の「協定書等」には議事録も含めるとよい。(浜田委員)
 - ・ NPO同士やNPOと町内会が地域課題の解決に取り組むことを「協働」と見なすのであれば、「研究機関、他のNPO法人、地縁組織あるいは町内会等」ときちんと記載したほうが分かりやすい。(武岡委員)
- オ 「常勤の事務局スタッフ」について**
- ・ 常勤に「無給」のスタッフを含めるかについては、NPOの場合は、非営利や公益を担保して社会的に役に立とうと活動しているので、労働基準法を適用した給与を支払えない団体もあり、支払えない場合については、有償ボランティアであったり、若しくは、常時事務所にいても収入が得られてない場合もある。そうした団体の中にも条例個別指定から認定をとってもらって寄附を集め、社会の認知を得て事業として成り立つようになればよいと思う団体もある。(小林委員)
- カ その他全般について**
- ・ 道内のNPO法人の活動実態調査結果について、回答法人が質問の趣旨をよく理解せずに回答した内容もあることを認識した上で議論する必要がある。(小林委員)
 - ・ 客観的な基準でやるということは説明責任も果たせる一方で、指定することで将来的に伸びる法人が漏れるなどの課題がでてきそうなので、この指定のために委員会を設けないにしても、条例を運用する中で、総合的な視点で課題について検討する場が必要。(五十嵐委員)

VIII 北海道における個別指定の条例制定の考え方（たたき台）

地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる
特定非営利活動法人を指定するための条例制定に係る基本的な考え方について（たたき台）

1 背景

NPO法人は、多様化する地域課題や社会のニーズに専門性を持ってきめ細かに対応することができ、新しい公共の担い手としてその存在や役割はますます重要になっている。

こうしたNPO法人の自立的活動を支援し、NPO法人の健全な発展のための環境整備を図ることを目的として、平成 23 年 6 月に特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）や税制等の改正が行われ、認定NPO法人制度（運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものとして所轄庁の認定を受けたもの）の認定要件の緩和等が行われるとともに、認定事務が国税庁から都道府県や政令指定都市へ移管され、NPO法人に関する事務は地方自治体で一元的に実施できることとなった。

また、都道府県や市町村は、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号の規定により個人住民税の控除対象となる寄附金を受け入れるNPO法人を条例で定める（以下「条例個別指定」という。）ことができるようになった。

さらに、条例個別指定されたNPO法人（以下「指定法人」という。）は、認定NPO法人制度におけるパブリック・サポート・テスト（以下「PST要件」という。）を満たしているものとして取り扱われることから、この条例個別指定制度は認定NPO法人を目指す法人に対する大きな支援となる。

2 条例制定の目的

北海道では、「北海道市民活動促進条例」（平成 13 年 3 月 31 日公布）を制定し、地域に暮らす一人一人の取組によって支えられる多様で豊かな地域社会からなる自律した地域づくりを目指しており、市民活動や新しい公共の主要な担い手であるNPO法人が寄附を受けやすい環境を整備することにより、市民活動を支える寄附の気運を高め、その自立的活動を支援する。

3 基本的な考え方

道内のNPO法人の自立的活動を支援するためには、道民からの寄附という支持により活動基盤を整える仕組みづくりが重要である。

このため、北海道が地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号の規定により個人住民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を条例個別指定する際の基本的な考え方を次のとおりとする。

- (1) 北海道内に主たる事務所を置き、北海道内で活動するNPO法人を対象とする。
- (2) 道民からの共感や信頼を受け、その活動が認知されているNPO法人を対象とする。
- (3) 人々の支え合いや地域の絆によって多様化する地域課題や社会ニーズを充足しようとする取組を支援するため、行政をはじめ、企業、大学、研究機関等との連携や協働に取り組むNPO法人を対象とする。
- (4) 一定期間の活動実績と事業を実施するための組織体制を有しているNPO法人を対象とする。
- (5) 寄附者が所得税の寄附金控除を受けることができるよう、条例個別指定により認定NPO法人を目指すNPO法人を支援する。

4 制定予定の条例

指定するために、北海道においては次の条例を制定する。

- (1) 特定非営利活動法人を指定するための手続等を定める条例（仮称）（以下「手続条例」という。）
〔 地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号の規定により個人住民税の控除対象となる寄附金を受け入れる
特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例 〕
- (2) 特定非営利活動法人を指定する条例（仮称）（以下「指定条例」という。）
〔 (1)の条例による手続を経て、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の名称及び所在地を定める条例 〕

5 指定法人が適合すべき基準の考え方

道内の認定NPO法人は平成24年12月現在、8法人のみであり、平成24年10月に実施した道内NPO法人を対象とした「活動実態調査」の結果をみると、認定NPO法人制度におけるPST要件のうち、相対値基準又は絶対値基準を満たす道内NPO法人は少ない状況であり、道内のNPO法人にとって認定NPO法人のPST要件を満たすことは相当な困難を伴うものと考えられる。

条例個別指定は相対値基準及び絶対値基準と並んで、認定NPO法人制度のPST要件を満たしているものとして取り扱われることから、北海道においては相対値基準及び絶対値基準を軽減するとともに、一定の努力によってPST要件への適合につながるような基準と組み合わせることで総合的に道民の支持を受けている、あるいは道民からその活動が認知されていると判断することができるNPO法人を指定することにより、認定NPO法人を目指すNPO法人を支援する仕組み（資料2のとおり）を構築する。

6 指定法人が適合すべき基準

北海道においては、上記3及び5の考え方に基づき、別紙の基準に適合する法人を指定することとし、その実績判定期間を2事業年度とする。

7 指定の手続を行わない場合（欠格事由）

次のいずれかに該当するNPO法人については、条例個別指定のために必要な手続を行わない。

(1) 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある法人

ア 条例個別指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ NPO法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 暴力団の構成員等

(2) 条例個別指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの

(3) 定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反しているもの

(4) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの

(5) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しないもの

(6) 次のいずれかに該当するもの

ア 暴力団

イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

8 審査

北海道は、条例個別指定の申請があった場合には、その内容が6の基準を満たしているかを審査する。

また、審査を行うにあたり、必要に応じて、現地確認を実施する。

9 条例個別指定の有効期間及び指定更新

条例個別指定の有効期間は5年間とし、引き続き条例個別指定を受けようとする場合は、有効期間内に定められた手続により更新を行う。

ただし、更新の回数は1回を限度とする。

10 条例個別指定の決定

(1) 北海道は、審査の結果、6の基準に適合すると認めた場合は、議会の議決を経て条例により指定法人として指定する。

(2) 条例には、指定法人として個別の法人名称及び主たる事務所の所在地（市町村名）が明記される。

11 条例個別指定内容の変更

指定法人は、法人の名称若しくは主たる事務所の所在地を変更した場合は、北海道に変更届を提出する。

12 報告又は検査

所轄庁が札幌市である指定法人及び北海道から「北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例」に基づきNPO法上の権限を委譲された市町村内にのみ事務所を置く指定法人は、条例個別指定の有効期間中、事業年度終了後3ヶ月以内に、北海道に対して事業報告書等を提出するものとする。

また、北海道は法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該指定法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は職員に、当該指定法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

13 条例個別指定の取消し

(1) 北海道は、指定法人が次のいずれかに該当するときは、条例個別指定を取消すことができる。ただし、主たる事務所が北海道外に移転した場合の取消しは、指定法人からの届出により行うこととする。

ア 7の欠格事由のいずれかに該当するとき

イ 偽りその他不正な手段により条例個別指定を受けたとき

ウ 正当な理由なく、NPO法第42条の命令に従わないとき

エ 6の基準に適合しないと認められたとき

オ 活動状況に係る報告や検査を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかったとき

(2) 条例個別指定の取消しは、指定条例に定める当該法人の名称及び主たる事務所の所在地等を削除することにより行う。

(3) 条例個別指定を取消された法人は、その取消しの日から5年を経過しなければ、新たな申請を行うことができない。

ただし、道外に移転したことによる場合は、取消しの日から5年を経過せずに届出ができる。

14 指定法人の責務

指定法人は、次の事項について特に留意しなければならない。

(1) 6の基準を満たすことを証明する書類、帳簿等の関係書類を整備し、条例個別指定の日から5年間保管すること。

(2) 認定NPO法人の認定を目指して、寄附を受けるための積極的な活動に努めること。

(3) 活動の目標、長期的な活動計画、活動の成果等をインターネットの活用により公表し、その活動の地域への貢献性に対する道民の理解が高められるよう努めること。

(4) 運営組織や事業活動の透明性を確保し、地域社会から支持を得るため、活動情報の積極的な情報開示に努めること。

指定法人が適合すべき基準（案）

第1 基本要件

次のいずれにも適合すること。

1 活動地域
北海道内に主たる事務所がある特定非営利活動法人であること。
2 活動対象が主に公益
<p>実績判定期間における事業活動のうち、次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること。</p> <p>ア 会員等に対する資産の譲渡、貸付け、役務の提供、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動</p> <p>イ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者である活動</p> <p>(1) 会員等</p> <p>(2) 特定の団体の構成員</p> <p>(3) 特定の職域に属する者</p> <p>ウ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動</p> <p>エ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動</p>
3 運営組織及び経理が適切
<p>運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>ア 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ3分の1以下であること。</p> <p>(1) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族等</p> <p>(2) 特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び3親等以内の親族等</p> <p>イ 各社員の表決権が平等であること。</p> <p>ウ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は法人税法施行規則第53～59条に規定する青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。</p> <p>エ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理が行われていないこと。</p>
4 事業活動内容が適正
<p>その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>ア 次に掲げる活動を行っていないこと。</p> <p>(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。</p> <p>(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。</p> <p>(3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。</p> <p>イ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。</p> <p>ウ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること。</p> <p>エ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。</p>
5 情報公開が適切
<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させること。</p> <p>ア 事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>イ 指定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類、役員報酬又は員報酬又は職員給与の支給に関する規程及び収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項、助成金の実績を記載した書類等</p>
6 事業報告書等を提出
各事業年度において、事業報告書等をNPO法第29条の規定により所轄庁に提出していること。
7 法令違反等がない
法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。
8 設立から1年超経過
条例個別指定を申請した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること。

※上記2～8については、認定NPO法人の認定基準と同様の考え方による。

第2 公益性要件

公益性要件	
次のいずれかに適合すること。	
ア	実績判定期間における経常収入金額に占める寄附金等の収入金額の割合が10%以上であること。
イ	実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均50名以上であること。
2 公益性を向上させる要件	
次のア～ウのいずれにも適合すること。	
ア	道民からの共感や信頼を受け、その活動に一定の認知がなされているものとして、次のいずれかに適合すること。
(ア)	その事業活動に関する情報をマスメディア ^{*1} を通じて実績判定期間の各事業年度において2回以上提供していること。
(イ)	その事業活動を掲載した会報誌等を実績判定期間の各事業年度において道内の公共施設等 ^{*2} に5か所以上設置していること。
(ウ)	道民を対象としたその事業活動に関する催物 ^{*3} を実績判定期間の各事業年度において4回以上開催し、かつ一般参加者が延べ100人以上であること。
(エ)	特定非営利活動へのボランティア ^{*4} の参加数が実績判定期間の各事業年度において延べ100人以上いること。 ただし、実人数が10人以上であること。
イ	地域課題の解決に向けて、国、地方公共団体、企業、大学、研究機関、地縁組織その他の地域課題の解決に資する活動を行う団体と道内において協働 ^{*5} した実績が実績判定期間の各事業年度において1回以上あること。
ウ	事業を実施するための組織体制として、常勤 ^{*6} の事務局スタッフを1名以上配置していること。

(※) ここでいう1～6の用語について、次のとおり取り扱う。

NO.	用語	取扱い
1	マスメディア	不特定多数へ情報発信する媒体とし、道又は市町村が発行する広報誌、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌とする。
2	公共施設等	公共施設、民設の市民活動サポートセンター、学校、病院、小売店、飲食店など不特定多数が出入りする場所とする。
3	催物	セミナー、イベント、講習会等を通じて、知識や技術等の学習機会や交流や連携の場の提供等、道民に利益を提供するものであること。
4	ボランティア	法人の役員や社員等の関係者を除き、労働の対価を無償として自主的に活動に参加する人とする。ただし、交通費等の実費相当分の支給は考慮しない。
5	協働	NPO、企業、行政など社会的立場や目的の異なる組織が、共通の社会的な目的を果たすため各々がもつ資源（人材、物資、ノウハウ等）を持ち寄り、対等な立場で協力し合うことであり、協働の取組の確認方法は、客観性を担保するため、協定書、会議録等の書面で確認できるものを対象とする。
6	常勤	有給、無給にかかわらず、団体の就業規則等に定める常勤の従事者が勤務すべき時間数に達していることをいう。